

中国最高人民法院「専利権侵害をめぐる紛争案件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈（二）（意見募集稿）」に対する AIPPI 日本部会の意見

条項番号	修正案	修正理由
第十二条	<p>被告技術方案が、製品請求項における使用環境特徴に限定される使用環境に適用できない場合、人民法院は、被告技術方案が専利権の保護範囲に含まれないものと認定しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「使用環境特徴」との文言が不明確であるので、当該文言の意義が定義されるべきである。</li> </ul>
第二十七条	<p>2 標準に係る専利の実施許諾条件については、専利権者と被告侵害者が協議して決定しなければならない。十分な協議を経ても合意できなかった場合、人民法院に決定するよう請求することができる。人民法院は、「公平、合理的、非差別的」の原則により、専利の革新程度及び標準において果たした役割、標準が所属する技術分野、標準の性質、標準実施の範囲、関連する許諾条件などの要素を総合的に考慮して、上記実施許諾条件を決定しなければならない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>左記において「人民法院に決定するよう請求することができる。」と規定されているが、専利権侵害の損害賠償とは別に、実施許諾条件を定める新たな類型の訴えを認める趣旨か否か明確にされたい。</li> <li>また実施許諾条件を決定するためには、実施料率のみならず、実施の対象、地域、期間、保証の有無等の諸条件についても定める必要があるが、人民法院がこれらの条件について適切な条件を定めることができるのか疑問が残る。</li> <li>したがって、本項のような規定を設けるべきか、設けるのであればその内容につき再度検討されるべきである。</li> </ul>
第二十九条	<p>専利権者の許諾なしに製造されて販売された専利権侵害製品であることを知らずに、生産経営の目的で、当該製品について使用、販売の申出又は販売を行い、かつ、当該製品の合法的な出所を証明できる場合、権利者が上記販売の申出者、販売者による侵害行為を差し止めるよう請求したとき、人民法院は、これを支持</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一項第二文において「上記使用者の挙証によって、専利権侵害製品の製造者が、権利者が侵害により受けた実際の損失を賠償したことが証明された場合、権利者が上記使用者による使用行為を差し止めるよう請求したとき、人民法院は、これを支持しないが、当該使用者は、専利権侵害製品と専利製品との値段の</li> </ul>

<p><del>しなければならない。上記使用者の挙証によって、専利権侵害製品の製造者が、権利者が侵害により受けた実際の損失を賠償したことが証明された場合、権利者が上記使用者による使用行為を差し止めるよう請求したとき、人民法院は、これを支持しないが、当該使用者は、専利権侵害製品と専利製品との値段の格差を支払わなければならない。</del></p>	<p>格差を支払わなければならない。」と定めているが、権利者が侵害により受けた実際の損失を賠償した場合、当該専利権は消尽するはずであり、さらに使用者が、専利権侵害製品と専利製品との値段の格差を支払わなければならないとするのは不合理である。したがって、当該部分は削除されるべきである。</p>
---	---

以上